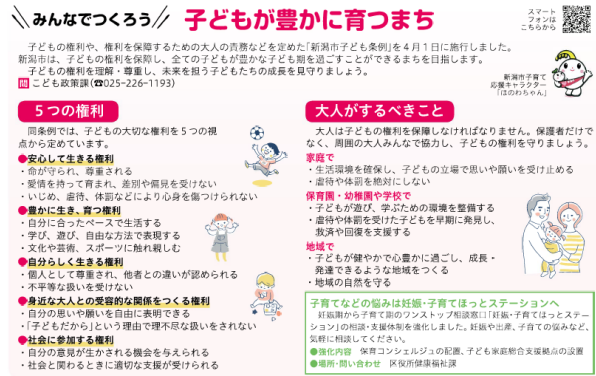


# 新潟市子ども条例の周知・啓発状況等について

令和4年4月1日から施行された新潟市子ども条例について、条例施行後の周知・啓発状況について、以下のとおりです。

## 1 広報媒体を活用した周知・啓発

(1)市報にいがた4月3日号にて、子ども条例施行に伴う概要説明記事を掲載しました。この中で、子どもが有する権利及び大人の責務について、ポイントを絞って掲載するとともに、4月から機能が強化される妊娠・子育てほっとステーション等の取組について記載しました。



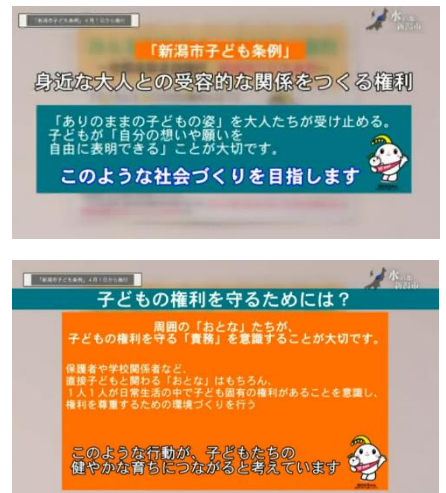
(2)新潟日報社のフリーペーパー「assh」（4月28日発行）にて、子ども条例に関するタイアップ記事広告を掲載するとともに、assh 公式 Instagramにて、広告バナー、市サイトへの誘導を行いました。



(3)市役所本庁舎前にて、「子どもの権利週間（5/5-5/11）」にかけて周知用懸垂幕を掲出しました。



(4)新潟市広報テレビ「いきいき新潟（Teny）」や「水の都新潟市（NCV・Youtube）」にて、新潟市子ども条例の概要を紹介しました。



## 2 イベント・講演

(1)5/5 にこども創造センターにおいて、周知イベントを実施し、218組の親子連れに、条例周知・啓発用ほのわちゃん塗り絵に参加してもらった。参加された親子には、キャッチコピー入りのカラーペンシルを配付しました。



(2)市内の児童館・児童センター、子育て支援センター、保育施設に、子どもの権利啓発用塗り絵を配付し、子どもたちに塗り絵を作成してもらいました。



(3)5月下旬から、地域における民生委員・児童委員の会合や研修会のほか、新潟市民生委員児童委員協議会連合会主催の青少年・児童部会総会研修会(200名程度参加)において、子ども条例の内容をプレゼン形式で説明しました。

